

「学校において予防すべき感染症」の感染症名および出席停止期間の基準

【重要】治癒後登校する際は、出席停止期間の基準にかかわらず、医師から診断書による登校許可を得てください。また、初登校時には必ず診断書を事務局に提出してください。

学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条より（昭和 33 年 6 月施行、令和 2 年 2 月最終改正）

類型	感染症名等	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：平成十年法律第百十四号 第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ等）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで